JUNBA
JAPANESE UNIVERSITY NETWORK IN THE BAY AREA

サンフランシスコ・ベイエリア大学間連携ネットワーク 会則

第１章　総則

（名称）
第１条　本会は、サンフランシスコ・ベイエリア大学間連携ネットワーク（Japanese University Network in the Bay Area, JUNBA）という。

第２章　目的及び事業

（目的）
第２条　本会は、米国内で活動する日本の大学間の連携を図り、日本の大学の国際化、国際的人材の養成、産学連携等の諸活動を支援し、日本及び米国における教育・研究の発展と、産業創出に寄与する事を目的とする。

（事業）
第３条　本会は、学術集会、講演会、国際交流会などの開催、及び連絡会議やホームページ等による情報交換、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第３章　会員

（種別）
第４条　本会の会員は、本会の目的に賛同しその事業に積極的に参加し活動する大学、学術関連団体、法人、政府機関、非営利団体及び個人をいう。
２　正会員　本会の目的に賛同し入会した米国に拠点を持つ大学、および学術関連団体。
３　準会員　本会の目的に賛同し入会した、法人、政府機関、非営利団体、および米国に拠点をもたない日本の大学。
４　個人会員　本会の目的に賛同して入会し、その事業に積極的に参加し活動する個人。

（入会）
第５条　会員として入会しようとする個人または団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（資格の喪失）
第６条　会員は、理由を付した退会届を会長に提出して退会することができる。また、理事会において本会の会員として適当でないと議決された会員は、会長によって退会される。

第４章　役員

（役員）

第７条　本会には、会長１名、副会長１名、事務局長１名、理事若干名の役員を置く。
２　　会長、副会長、事務局長は理事を兼務する。
３　　理事のうち、１名を常務理事とすることができる。

（役員の選任）
第８条　理事は、大学拠点代表者、学術関連団体代表者から互選により選出される。
理事会は、必要に応じて会員の中から若干名の理事を選ぶことが出来る。
２　　会長は、理事の中より互選により選出される。
３　　副会長、事務局長、及び常務理事は、会長が理事の中から指名し、理事会で選任する。

（役員の職務）
第９条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。
２　　副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時には会長の職務を代行する。
３　　事務局長は、本会の事務を統括する。
４　　常務理事は、本会の常務を処理する。
５　　理事は、理事会を構成し、本会に関する諸事業を立案し、審議し、実施する。

（役員の任期）
第１０条　役員の任期は、２年とし再任は妨げない。
２　　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
３　　役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員の解任）
第１１条　役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の４分の３以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、理事会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（事務局）
第１２条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。
２　　事務局は、事務局長が統括する。

（アドバイザー）
第１３条　会長は、理事会の議を経て、アドバイザー、エグゼクティブアドバイザー、名誉アドバイザーを任命することができる。
２　　アドバイザーは、本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、進言・助言を行う。
３　　エグゼクティブアドバイザーは、理事会に対して定期的に進言・助言を行うとともに、会長の求めに応じて、本会の事業の企画立案及び実施に携わる。
４　　名誉アドバイザーは、本会の最高顧問であり、理事会に対し重要な指針を与える。
５　　アドバイザー、エグゼクティブアドバイザー、名誉アドバイザーの任期は、２年とし再任を妨げない。

第５章　会議

（理事会の招集など）

第１４条　理事会は、原則として毎月１回、会長が招集する。

２　会長は、必要と認めたときは、臨時の理事会を招集することができる。

３　会長は、理事現在数の３分の１以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から１４日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

４　理事会の議長は、会長とする。

５　会長は、理事会の承認によってオブザーバーの参加を認めることができる。

（理事会の定足数等）

第１５条　理事会は、理事現在数の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

２　理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の構成）

第１６条　総会は、本会の最高の意思決定機関であり、正会員、準会員、個人会員をもって組織する。

（総会の招集等）

第１７条　総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

２　通常総会は、毎年一回招集し、その時期は原則５月とする。

３　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

４　総会の招集は、少なくとも７日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面を、電子メール、ＦＡＸ、または郵送にて通知する。

５　総会の議長は、会長とする。

（総会の報告事項と議決事項）

第１８条　総会では、本会の業務に関する重要事項について報告し、次の事項に関しては理事会が提案し、総会で議決する。

２　事業計画及び収支予算についての事項。

３　事業報告及び決算についての事項。

（総会の定足数）

第１９条　総会は、正会員現在数の過半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した正会員、及び他の正会員を代理として表決を委任した正会員は、出席とみなす。

２　総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第２０条　理事会及び総会では、議事録を作成し、理事会承認後、これを保存する。

第６章　会則の変更及び解散

（会則の変更）
第２１条　本会則は、理事会及び総会の議決を経なければ変更することはできない。

（解散）
第２２条　本会の解散は、理事会及び総会の議決を経て、解散することができる。

（残余財産の処分）
第２３条　本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする。

第７章　雑則

（細則）
第２４条　本会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

（附則）
本会則は、２００８年４月９日より施行する。

（附則）
本会則は、２００９年５月１２日より施行する。

（附則）
本会則は、２０１０年４月２７日より施行する。

（附則）
本会則は、２０１２年５月９日より施行する。

（附則）
本会則は、２０１３年５月１０日より施行する。

（附則）
本会則は、２０１４年５月１４日より施行する。

（附則）
本会則は、２０１５年５月１３日より施行する。

（附則）
本会則は、２０１６年５月１１日より施行する。